

ちょっと待って!



電子メディア
マスコット
キャラクター
10時や犬



スマホやネットばかりになってない?

① 友達とのやり取りで



相手の気持ちを考えてコミュニケーションを取ろう!

自分はふざけているつもりでも、友達は嫌な気持ちになっているかもしれない。言葉やスタンプの使い方には気をつけよう。

夜遅くに連絡してないかな?

相手と時間を決めてゲームやコミュニケーションを楽しもう。時間になったらスッキリ解散! 十分な睡眠時間を確保しよう。寝ている人を起こしてしまう可能性もあるよ。

無断で撮影することはやめよう!

勝手に友達や他の人を撮影したり、その写真を公表すると、肖像権という権利を侵害したり、友達やその人に思わぬ被害を与えるかもしれないよ。

② 個人情報(写真を含む)はネットに載せない!

顔写真・学校名・名前を組み合わせたら、知らない人にも自分が誰だか分かることがあるよ。



裸に近い写真を要求されて、安易に送ってしまい、悪用されてネットで広まってしまいうこともあるよ。



ネットで知り合った人に会いにくくと生命身体に関わる深刻な事件の被害者になる可能性があるよ。



③ 他の人を傷つけたり権利を侵害したりしないようにしよう

テレビ番組を録画して、その動画を勝手にネットに公表することは、著作権という権利を侵害することになるよ。また、それを知っているのに、その動画をダウンロードして見ることも違法だよ。



誰かを傷つける書き込みをしないようにしよう。自分の名前を書かなくても誰かが書いたか特定されることもあるよ。

友達や他の人のSNSアカウントや個人情報も、勝手に別の人に教えてはいけないよ。



④ スマホやゲームに夢中になりすぎないようにしよう!

1回だけアイテムやコインを買うつもりが、いつの間にかやめられなくなって、高額になってしまふことがあるよ。

アイテムやコインを無料で手に入れるために、住所・電話番号・メールアドレスなどの個人情報を気軽に登録すると、悪用されることもあるよ。

広島市では市立小・中学校を通じて

を推進しています!

- 相手のためを思って「夜9時以降は送信しない。」
- 自分のためにも「10時までには使用をやめる。」
- 「家族で話し合ってスマホのルールを決める。」

取り組みです。



スマホ時代の 子育てのポイント

公共の場では、電源を切るかマナーモードにしてください。特にレストランや映画館、またはほかの人と話している最中は気をつけて。あなたは失礼なことをしない良い子です。どうかスマホを持ったからといって変わらないで

スマホ18の約束

検索

スマートフォンやインターネット接続機器は、生活する上で非常に便利なツールとなっており、次代を担う子どもたちは、インターネットの特性を理解するとともに、情報モラルを正しく理解したうえで、うまく活用する能力が求められています。



- 貸し与えるタイミングと一緒に約束ごとやルールを決め、守れなかった場合の対応も確認しあうことが大切
- ながらスマホでの交通事故、音漏れや車内通話などマナーについても、他の人がやっているからといって同じ行動はとらないように、日頃から道徳心を育てていくことも大切

1 時間の長さだけではなく、 中身に着目!

学習での活用も増え、子どものインターネット利用時間はより一層長くなっていきます。「いつまでやっているの!?!」と頭ごなしに叱らず、**子どもがどんな使い方をしているのか、内容と時間を把握することが大切です。**



2 動画や写真は 危険がいっぱい!

面白がって撮ったり、友人・知人の情報が含まれるものを投稿することで、不快感やトラブルを生むこともあります。**どんな投稿がトラブルになるのか親子で考えてみましょう。**裸の写真は絶対にダメ!



3 オンラインゲームで 起きているトラブルとは!?

高額課金やID乗っ取り等のトラブルだけではなく、ゲームに「誘う・誘わない」、アイテムを「もらった・もらってない」でもめたり、一人抜けできず長時間プレイになってしまったり。また、ボイスチャット機能付きのゲームにおいて何度もミスをしたことに対し、攻撃的な言葉を使ってトラブルになることが多発しています。ゲームをさせるのであれば、**これら1つ1つのことが、子ども部屋で起こる可能性があることを保護者は把握しておく必要があります。**全く知らない人とボイスチャットを使ってゲームを楽しむこともあるかもしれません。脅迫にあったという例もあるので注意が必要です。



(参考文献:内閣府 保護者が正しく知っておきたい4つの大切なポイント(児童・生徒編))

4 フィルタリングを上手に活用しましょう。

「子どもを信頼してるから」という理由で解除してしまう保護者もいるようですが、「**信頼**」と「**安全**」とは別問題です。また、「子どもが使いたいサービスやアプリが使えない」という理由も多いようですが、**フィルタリングを外さなくても、使いたいサービスやアプリを個別に利用許可することができます。**契約の切れた機器を子どもが使用する場合にも、フィルタリングを導入し、大人が使っていたアプリは削除する、パスワードは大人が管理するなどの配慮を忘れずに。

青少年インターネット環境整備法に伴う大人の役割

「購入時・機種変更時の フィルタリング有効化」 が義務に

保護者は子どものスマホ利用状況を適切に把握するとともに、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトやOSの設定を行うことなどが、保護者の役割となります。



- フィルタリングのインストール
- フィルタリングのレベルを選択
- 必要に応じて詳細設定
- 成長に合わせて設定を変更!

(参考文献:総務省 インターネットトラブル事例集)

いざというときの

相談窓口

ネットトラブル事例相談窓口

広島県警本部サイバー犯罪対策課サイバー110番
電話相談を希望される方はサイバー110番 ☎082-212-3110
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police3/cyber110-jyoho-soudan.html>

広島法務局インターネット相談窓口

みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110
子どもの人権110番 ☎ 0120-007-110

子どもの人権SOS-eメール

<https://www.jinken.go.jp/>

警察庁インターネット安全・安心相談

<https://www.npa.go.jp/cybersafety/>

違法・有害情報相談センター

<https://www.ihaho.jp/>

インターネット・ホットラインセンター

<https://www.internethotline.jp/>

迷惑メール相談窓口

迷惑メール相談センター
<https://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

ネットショッピング相談窓口

広島市消費生活センター ☎082-225-3300

広島県生活センター ☎082-223-6111

通販110番

<https://www.jadma.or.jp/consumers/dm110/>

消費者ホットライン ☎188(局番なし)

警察相談専用電話 #9110

発信地を管轄する警察本部の総合窓口には接続されます。生活の安全に関わる悩みごと、困りごとなど、緊急ではない相談の窓口です。

